

千早赤阪村学校給食調理等業務委託プロポーザル

## 実施要領

令和7年4月

千早赤阪村教育委員会

## 1. 趣旨

千早赤阪村学校給食調理等業務を委託するにあたり、安全で高品質な給食を安定して提供していくとともに、食育啓発施設としての役割を果たすために、優れた調理技術や衛生管理能力、業務効率性等を提供する民間事業者を選定することを目的とし、プロポーザル競技を実施するものです。

## 2. 実施内容等

- (1) 名称 千早赤阪村学校給食調理等業務委託
- (2) 内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 期間 令和7年8月1日～令和11年7月31日の4年間

## 3. 提案上限額

金159,477,120円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

## 4. 参加資格

### (1) 資格要件

参加事業者は、次の条件を満たしていることが条件です。

- ア. 法人格を有し、本業務委託を円滑に遂行できるよう、安定かつ健全な財政能力を有していること。
- イ. 1施設1日500食以上の学校給食調理施設又は大量調理施設での受託実績を3年以上有し、かつ現在も該当する施設での調理等業務契約を締結していること。
- ウ. 令和7年4月1日現在、本村の入札参加資格者名簿に登録があり、取扱品目が「給食業務」を希望していること。
- エ. 製造物責任法（平成6年法律第85号）に基づく生産物賠償責任保険に加入していること。

### (2) 参加事業者の制限

次に該当する者は、参加事業者となることはできません。

- ア. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの。
- イ. 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定した者に限る。）を受けた場合は、この限りでない。
- ウ. 最近1年間の法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税を滞納している者。
- エ. 過去3年以内に食品衛生法の営業停止処分を受けた者。
- オ. 大阪府及び千早赤阪村の競争入札における指名停止期間中である者。
- カ. 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2

項に規定する暴力団及びこれらの利益となる活動を行う者。

キ. 会社役員が他の会社役員を兼任している場合は、同時に応募受託事業者となることは出来ません。

## 5. スケジュール

スケジュールは以下を予定しています。(都合により変更する場合があります。)

(1) プロポーザル募集開始	令和7年4月9日(水)から
(2) 施設等見学	令和7年4月17日(木)午後4時まで
(3) 質問書締切	令和7年4月18日(金)午後4時まで
(4) 質問回答	令和7年4月22日(火)
(5) 「プロポーザル参加表明書」等締切	令和7年5月16日(金)午後4時まで
(6) 書類審査結果通知	令和7年5月下旬
(7) プレゼンテーションの実施	令和7年6月中旬
(8) 最終審査結果通知・公表	令和7年6月下旬
(9) 提案内容検証及び仕様、価格等協議	令和7年6月下旬
(10) 契約締結	令和7年7月上旬

## 6. 質疑及び回答

提案書、見積書等の作成又は提出に関し質問がある場合は、質問書(様式2)に記入し、以下の要領で提出して下さい。

- ・提出期限 令和7年4月18日(金)午後4時まで
- ・提出先アドレス [kyusyoku@vill.chihayaakasaka.lg.jp](mailto:kyusyoku@vill.chihayaakasaka.lg.jp)
- ・回答方法 令和7年4月22日(火)に村ホームページで公表します。

## 7. プロポーザル参加申込

### (1) 提出書類

#### ①参加表明書(様式第1号)

- ・提出部数 1部

#### ②提案書(様式第3号～第13号)、見積書(様式第14号)

- ・提出部数 正1部・副9部(見積書は正1部・副1部)
- ・原則として A4 判・縦型・横書・左綴とし、ページ番号を付すとともに、フラットファイルに編冊すること。ただし、会社の沿革及び組織については、PR用パンフレットでも可とする。
- ・各様式枚数制限の範囲内において、評価項目について記載すること。
- ・見積額が、異常に高額又は少額であるなど、本委託事業の適正な履行に支障があると判断した場合は失格とする場合があります。

- ・見積書に記載する委託料の金額は、消費税及び地方消費税を含めて記載すること。
- ・見積書（様式第14号）を先頭に、人件費、社会保険料、保健衛生費、現場経費、管理費等詳細な積算内訳書（様式任意）を添付すること。
- ・見積内容は、仕様書に基づき作成すること。

## （2）提出方法等

- ・提出期限 令和7年5月16日（金）午後4時まで
- ・提出方法 持参又は郵送で提出して下さい。ただし、郵送による場合は提出期限内必着とします。
- ・提出先  
千早赤阪村 教育委員会事務局 教育課（学校給食センター）担当：梶谷  
〒585-0043 大阪府南河内郡千早赤阪村大字桐山258番地  
Tel：0721-72-1112 Fax：0721-72-1118  
E-mail：kyusyoku@vill.chihayaakasaka.lg.jp

## （3）その他

参加表明書提出後に辞退する場合は、参加辞退届（様式第15号）を提出して下さい。なお、辞退は自由であり、参加辞退届を提出することで以後における不利益な扱いを受けることはありません。

## 8. 一次審査

期限内に提案書、見積書を提出された参加者（以下「提案者」という。）が2社を超えた場合、期限内に提案書および見積書の内容を基に優れた提案者を数社選定し、その結果を全提案者に書面で通知します。

## 9. 二次審査

二次審査は、プレゼンテーションにて評価します。日程は、選定後、各社へ通知します。

## 10. プレゼンテーション

一次審査通過者には、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。

### （1）日程等

- ・日程 令和7年6月中旬  
(各社ごとの日程は、一次審査結果通知後に調整を行います)
- ・場所 くすのきホール（予定）

### （2）要領

- ・プレゼンテーション及び質疑応答を行っていただきます。

- ・プレゼンテーションは、提出した提案書を基に行ってください。
- ・プレゼンテーション用のスライド作成は可能としますが、提案書に記載されていない記述は不可とします。
- ・必要な機器等は、提案者が用意してください。プロジェクター・スクリーンは本村で準備します。

### (3) 時間配分

時間配分はプレゼンテーション、質疑応答合わせて60分間を目安とします。なお、質疑応答は15分から20分を想定しております。

#### 1 1. 最終審査及び結果の通知

提案書、見積書、プレゼンテーションの内容を基に最も優れた提案者を優先交渉権者として選定し、その結果を全提案者に書面で通知します。

なお、採点結果等については公表しないものとし、審査結果に対する異議申し立ては認めません。

#### 1 2. 審査配点

採点は以下の通りです。

審査	項目	配点
一次審査	企業評価（様式第4号～第8号の審査）	<u>85点</u>
	技術評価（様式第9号～第13号の審査）	<u>115点</u>
	価格評価（様式第14号の審査）	<u>50点</u>
二次審査	プレゼンテーション	<u>100点</u>

#### 1 3. 契約までの手続

最終審査において選定された優先交渉権者に対して、その提案内容について検証（提出書類に誤った記載がないか、提案内容が確実に履行されるか等）を行うとともに、仕様並びに価格等について協議を行います。協議の結果、本村が当該交渉権者を契約の相手方として適当と認めた場合、契約を締結します。

ただし、優先交渉権者と協議が調わない場合、村は、最終審査において次点となった提案者を次点交渉権者として協議を行うものとします。

また、本件は議会の承認を経ての契約となります。議会の承認が得られない場合は契約として成立いたしません。

#### 1 5. 失格事項

提出書類が、次に掲げる事項の一つに該当する場合、本村の判断で失格とすることがあります。

- ・ 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- ・ 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの
- ・ 記載すべき事項の全部、又は一部が記載されていないもの
- ・ 虚偽の内容が記載されているもの

#### 16. その他

- ・ 提出書類の作成及び提出に要する経費、プレゼンテーションに要する経費、その他本競技の参加に要する全ての経費は提案者の負担とします。
- ・ 提案報酬は、支払わないものとします。
- ・ 提案書類等については、提案者に無断で使用しないものとしますが、選定作業に必要な範囲において複製を作成することはあります。
- ・ 提出された書類等は返却いたしません。